

事務連絡  
令和2年8月3日

各都道府県 水防担当課長 殿  
下水道担当課長 殿  
各政令指定都市 下水道担当部長 殿

水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室  
企画専門官  
下水道部流域管理官付  
課長補佐  
海岸室  
企画専門官

### 水害リスク情報の共有について（依頼）

近年、大規模な水害が頻発していることを踏まえて、浸水想定区域等の水害リスク情報を活用した水害発生時における被害軽減に係る様々な取組が進められております。

令和2年7月17日には、宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令（令和2年内閣府令・国土交通省令第2号）が公布され、宅地又は建物の取引に際して、宅地建物取引業者が、重要事項説明として説明しなければならない事項に、「水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第11条第1号の規定により当該宅地又は建物が存する市町村が提供する図面に当該宅地又は建物の位置が表示されているときは、当該図面における当該宅地又は建物の所在地」が追加され、本年8月28日より施行されることとなりました。

また、令和2年6月10日には、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制等の対策が推進されることとなっております。

そのほかにも、中央防災会議防災対策実行会議「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」の報告では、各市町村において、ハザードマップ等を参照し、災害リスクが高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、その情報を防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の部局間で共有すること、災害リスクの高い方々から優先的に避難支援体制の構築に向けた検討を行うこと等が示されました。

以上のような施策が展開される中で、今後水害リスク情報が様々な場面で活用されることが想定されることから、貴職におかれましては常に最新の浸水想定区域図等を不動産担当部局、まちづくり担当部局、医療・保険・福祉担当部局等に共有いただきますようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内市区町村（下水道部局においては政令指定都市を除く）に対する周知をお願いいたします。

<担当者>

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

企画専門官 大吉

水防調査係長 西

TEL : 03-5253-8460 (直通)

下水道部流域管理官付

課長補佐 長谷川

計画係長 奥村

TEL : 03-5253-8432 (直通)

海岸室

企画専門官 小川

海洋開発係長 濱口

TEL : 03-5253-8472 (直通)